平成２２年（フ）第１２９号
長野県茅野市泉野2269番地
債務者　東城　　操（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４２３号
静岡県駿東郡小山町須走136番地の15　メゾン文京３号、前住所静岡県沼津市大手町２丁目11番11号　サンジュネス沼津大手町503号
債務者　野中　寛枝
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
奈良県天理市前栽町49―３　サンタウン102号、住民票上の住所京都府木津川市木津下川原４番地
債務者　松村　剛史
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５１１号
奈良県生駒市小平尾町１番地１　シャトレファースト102
債務者　桐本　光造
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５１５号
奈良市学園赤松町2445番地の７　ノバカネイチ学園前Ⅱ番館105号
債務者　中島　由紀
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５４３号
奈良県大和郡山市野垣内町143番地５
債務者　田中　博美（旧姓　植村）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３号
愛媛県宇和島市蛤457番地２
債務者　崎須賀春樹
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５３４号
大分県別府市亀川東町27番42号
債務者　加藤眞知子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５７８号
大分県別府市大字鶴見4218番地の10　市営光の園住宅Ｆ棟15号
債務者　佐藤　重行
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９７号
富山市向新庄町２丁目11番51―305号　ソフトタウン東洋
債務者　麻生　裕和
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１６号
富山市婦中町笹倉591番地１　ブロード浅野203号、前住所富山市婦中町高日附881番地12
債務者　竹林　信子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１７号
富山市婦中町笹倉591番地１　ブロード浅野203号、前住所富山市婦中町高日附881番地12
債務者　竹林　孝弘
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９８号
熊本市東町２丁目２番２―２号
債務者　和田　清一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７０号
兵庫県たつの市龍野町富永320番地２
債務者　井口美智代
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１０８号
福岡県行橋市西宮市５丁目22番２号　宮市団地２―２号
債務者　山田美代子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
青森市桜川８丁目17番15号
債務者　米内山真弓
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係